



島根県報

令和8年9月11日（金）

第 7 5 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- 児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正（青少年家庭課） 2
する規則

【告 示】

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（高齢者福祉課） 2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定（障がい福祉課） 2
林業種苗法の規定による指定採取源の指定（森林整備課） 3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正（建築住宅課） 3

【公 告】

- 公共測量の終了（技術管理課） 4
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課） 4

【特定調達公告】

- 島根県立学校教職員用端末の購入に係る一般競争入札の落札者等（教育連携推進課） 4

【選管告示】

- 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 5

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

地方税法の改正に伴う規定の整理（別表第1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第49号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 備考1 中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 ニチイ学館	訪問介護	ニチイケアセンター出雲みなみ	出雲市天神町869番地 天神ビル3階303号室	令和8年9月30日
ケアサポートいわみ株式会社	訪問介護	ヘルパーステーションいわみ	益田市染羽町1番27号	令和8年9月30日
	通所介護	デイサービスいわみ		

島根県告示第530号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
杉原 太郎	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和8年8月31日
金島 千紘	眼科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和8年8月31日
仲山 美名子	総合内科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	令和8年8月31日

島根県告示第531号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により次のとおり育種母樹、普通母樹等を指定するので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	指定年月日	指定採取 源の種別	樹種	所在場所	本数	面積 (ha)	所有者等の氏名又は名 称及び住所
島根 育 8-1	令和8年9 月11日	育種母樹 林	すぎ	松江市宍道町佐々布 1326-1外30	4,554	1.41	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-2	令和8年9 月11日	育種母樹 林	ひの き	松江市宍道町佐々布 1327-1外60	5,652	4.86	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-3	令和8年9 月11日	育種母樹 林	あか まつ	松江市宍道町佐々布 2650-3外1	836	1.15	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-4	令和8年9 月11日	育種母樹 林	くろ まつ	松江市宍道町佐々布 2974-2外2	166	0.19	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-5	令和8年9 月11日	育種母樹 林	すぎ	松江市東出雲町錦浜 474-8	581	0.40	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-6	令和8年9 月11日	育種母樹 林	くろ まつ	松江市東出雲町錦浜 474-7	169	0.31	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-7	令和8年9 月11日	育種母樹 林	すぎ	邑智郡邑南町布施768 外6	7,269	4.00	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-8	令和8年9 月11日	育種母樹 林	ひの き	邑智郡邑南町布施789 -1外2	5,063	7.50	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-9	令和8年9 月11日	育種母樹 林	あか まつ	邑智郡邑南町布施768 外2	1,492	3.72	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-10	令和8年9 月11日	育種母樹 林	くろ まつ	邑智郡邑南町布施819 -1外2	737	2.52	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-11	令和8年9 月11日	育種母樹 林	すぎ	浜田市金城町大字小国 ハ434-1	8,182	7.62	島根県 松江市殿町1番地
島根 育 8-12	令和8年9 月11日	育種母樹 林	ひの き	浜田市金城町大字小国 ハ434-1	3,408	5.50	島根県 松江市殿町1番地

島根県告示第532号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和8年9月14日から施行する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

表浜田市の項中「（第115号）の次に「、第116号、第211号」を加え、「第213号、第312号」を「第213号、第214号、第312号、第314号」に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年8月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年4月20日から同年8月31日まで

3 作業地域

雲南市大東町下久野地内

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土地区画整理組合の名称

江津市蛭子北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成30年12月28日から令和8年10月31日まで

3 施行地区

江津市嘉久志町の一部

4 事務所の所在地

江津市嘉久志町イ1436番地

5 設立認可の年月日

平成30年12月28日

6 変更認可の年月日

令和8年9月11日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和8年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県立学校教職員用端末の購入 2,997台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育連携推進課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和8年7月31日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 山西 政則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

5 落札金額

1,489,450,490円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和8年6月19日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和8年9月11日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 10,591

2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 154,925

3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区 53,616

浜田選挙区 13,401

出雲選挙区 46,311

益田選挙区	11,845
大田選挙区	8,701
安来選挙区	9,800
江津選挙区	5,884
雲南・飯石選挙区	10,857
仁多選挙区	3,090
邑智選挙区	4,596
鹿足選挙区	3,321
隠岐選挙区	5,097

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 154,925